

	手数料の名称	手数料の額	
10	仮使用認定申請 (法7条の6)	認定申請1件につき	120,000円
11	道路位置指定 審査、変更及び廃止申請 (法42条1項5号)	申請1件につき	50,000円
12	建築物の敷地と道路との 関係の建築認定申請 (法43条2項1号)	認定申請1件につき	27,000円
12 の 2	建築物の敷地と道路との 関係の建築許可申請 (法43条2項2号)	許可申請1件につき	33,000円
13	公衆用便所等の道路内における建 築許可申請 (法44条1項2号)	許可申請1件につき	33,000円
14	道路内における建築認定申請 (法44条1項3号)	認定申請1件につき	27,000円
15	公共用歩廊等の道路内における建 築許可申請 (法44条1項4号)	許可申請1件につき	160,000円
16	壁面線外における建築許可申請 (法47条ただし書)	許可申請1件につき	160,000円
17	用途地域における 建築許可等申請 (法48条1項~14項ただし書)	許可申請1件につき	180,000円
17 の 2	特例許可申請 (法48条16項1号)	許可申請1件につき	110,000円
17 の 3	特例許可申請 (法48条16項2号)	許可申請1件につき	140,000円
18	特殊建築物等敷地許可申請 (法51条ただし書)	許可申請1件につき	160,000円
19	建築物の延べ面積の 特例許可申請 (法52条10項、11項又は14項)	許可申請1件につき	160,000円
20	建築物の建ぺい率の 特例許可申請 (法53条4項又は5項)	許可申請1件につき	33,000円
21	建築物の建ぺい率に関する制限の 適用除外に係る許可申請 (法53条6項3号)	許可申請1件につき	33,000円
22	建築物の敷地面積の制限の適用除 外に係る許可申請 (法53条の2)	許可申請1件につき	160,000円
23	建築物の高さの特例認定申請 (法55条2項)	認定申請1件につき	27,000円
24	建築物の高さの許可申請 (法55条3項)	許可申請1件につき	160,000円
25	日影による建築物の高さの 特例許可申請 (法56条の2)	許可申請1件につき	160,000円

	手数料の名称	手数料の額	
26	建築物の高さの制限の適用除外に係る認定申請 (法57条1項)	認定申請1件につき	27,000円
27	高度利用地区における建築物の特例許可申請 (法59条1項3号)	許可申請1件につき	160,000円
28	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請 (法59条4項)	許可申請1件につき	160,000円
29	敷地に広い空地を有する建築物の特例許可申請 (法59条の2)	許可申請1件につき	160,000円
30	再開発等促進区内における建築物に関する認定申請 (法68条の3第1項、2項又は3項)	認定申請1件につき	27,000円
31	再開発等促進区内における建築物に関する許可申請 (法68条の3第4項)	許可申請1件につき	160,000円
32	建築物の容積率に関する認定申請 (法68条の4)	認定申請1件につき	27,000円
33	建築物の各部分の高さに関する許可申請 (法68条の5の3)	許可申請1件につき	160,000円
34	建築物の容積率又は各部分の高さに関する認定申請 (法68条の5の5)	認定申請1件につき	27,000円
35	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請 (法68条の5の6)	認定申請1件につき	27,000円
36	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請 (法68条の7)	許可申請1件につき	160,000円
37	仮設建築物建築許可申請 (法85条5項)	許可申請1件につき	120,000円
37の2	仮設興業場等建築許可申請 (法85条6項)	許可申請1件につき	160,000円
38	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請 (法86条1項)	申請に係る建築物の数が1又は2である場合1件につき	78,000円
		申請に係る建築物の数が3以上の場合1件につき	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
39	既存建築物を前提とした総合設計による建築物の特例認定申請 (法86条2項)	申請に係る建築物(既存建築物を除く)の数が1である場合1件につき	78,000円
		申請に係る建築物(既存建築物を除く)の数が2以上である場合1件につき	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

手数料の名称		手数料の額	
40	敷地内に広い空地を有する一団地内の総合的設計による建築物の特例許可申請 (法86条3項)	申請に係る建築物の数が1又は2である場合1件につき	220,000円
		申請に係る建築物の数が3以上である場合1件につき	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
41	敷地内に広い空地を有する一団地内の既存建築物を前提とした総合設計による建築物の特例認定申請 (法86条4項)	申請に係る建築物(既存建築物を除く)の数が1である場合1件につき	220,000円
		申請に係る建築物(既存建築物を除く)の数が2以上である場合1件につき	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
42	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請 (法86条の2第1項)	申請に係る建築物(一敷地内認定建築物を除く)の数が1である場合1件につき	78,000円
		申請に係る建築物(一敷地内認定建築物を除く)の数が2以上である場合1件につき	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
43	認定対象区域における一敷地内認定建築物以外の建築物の許可申請 (法86条の2第2項)	申請に係る建築物の数が1である場合1件につき	220,000円
		申請に係る建築物の数が2以上である場合1件につき	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
44	認定対象区域における一敷地内許可建築物以外の建築物の許可申請 (法86条の2第3項)	申請に係る建築物(一敷地内許可建築物を除く)の数が1である場合1件につき	220,000円
		申請に係る建築物(一敷地内許可建築物を除く)の数が2以上である場合1件につき	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
45	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請 (法86条の5第1項)	取消し申請1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	
46	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物に関する適用除外に係る認定申請 (法86条の6)	認定申請1件につき	27,000円
47	既存の一の建築物を段階的に改修する場合の制限の緩和に係る認定申請 (法86条の8第1項)	認定申請1件につき	27,000円

	手数料の名称	手数料の額	
48	既存の一の建築物を段階的に改修する場合の制限の緩和に係る認定の変更申請 (法86条の8第3項)	変更認定申請1件につき	27,000円
48 の 2	既存の一の建築物を段階的に用途変更する場合の制限緩和に係る認定申請 (法87条の2第1項)	認定申請1件につき	27,000円
48 の 3	建築物の用途を変更して一時的に興業場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請 (法87条の3第5項)	許可申請1件につき	120,000円
48 の 4	建築物の用途を変更して一時的に特別興業場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請 (法87条の3第6項)	許可申請1件につき	160,000円
49	建築計画概要書等の写しの交付 (規則11条の4第1項)	1件につき	300円